

医企第 1080 号
令和 7 年 5 月 1 日

県内各病院 院長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課長
(公 印 省 略)

病院の実質的運営責任者が変更した場合の留意事項について（通知）

本県の保健医療行政の推進に日頃から御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本県では、各病院から「公的医療機関等 2025 プラン」又は「2025 年に向けた対応方針」（以下「プラン等」）を御提出いただき、プラン等に変更がある場合は、事前に地域医療構想調整会議（地区保健医療福祉推進会議）等の会議（以下「調整会議等」）において協議等を行うことを原則としています。

昨今、法人グループの傘下に加えた医療機関が医療提供方針を変更等（例：外来の廃止等）したケースについて、事前に調整会議等に情報共有がなされずに行われ、地域医療に混乱が生じたケースがありました。

そのため、令和 7 年 5 月 1 日付け医療企画課長通知（「公的医療機関等 2025 プラン」及び「2025 年に向けた対応方針」の変更について（通知））のとおり、病院の実質的運営責任者が変更になり、医療機能や医療提供方針等の変更を検討している場合には、事前に必ず報告していただき調整会議等で協議を行っていただくようお願いします。

問合せ先

企画グループ 木本・窪田

045-285-0734（直通）

iryoukikaku.x7fj@pref.kanagawa.lg.jp